

平成29年2月3日

- 鯛ノ浦～長崎航路
 - 有川～佐世保航路
- ご利用 お客様 各位

株式会社五島産業汽船
代表取締役 野口順治

国境離島新法に伴う「特別割引きっぷ」のご利用について

いつも五島産業汽船をご利用いただきまして 誠にありがとうございます。

さて、現在「国境離島新法」成立に伴い、航路運賃低廉化事業制度（運賃の引き下げ）の計画が進んでいます。

上記の運賃低廉化事業の詳細につきましては、まだ正式な概要が公表されておらず、案の段階ではありますが、現在のところ“平成29年4月 施行予定”となっているようです。

そこで、いざ運賃低廉化事業が開始となった場合には、現在当社で発売をしている「特別割引きっぷ」よりも、運賃低廉化事業で制定された乗船運賃のほうが、格安で設定されることとなります。

当社としては、その際、お客様がすでに現在購入済みの「特別割引きっぷ」に対して、払戻処理や差額買取等の配慮・措置は行わない方針です。

今後、「特別割引きっぷ」をお買い求めの際には、上記の内情も十分に踏まえたうえで、ご購入のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

（上記の詳しい内容につきましては、各港係員までお申し付けくださいませ）

記

◎国境離島航路運賃低廉化事業開始時に影響を受ける「特別割引きっぷ」

- 鯛ノ浦～長崎航路・・・「11枚つづり回数券」
- 有川～佐世保航路・・・「フェリー2枚や券」
「どっちでんつかえる券」
「フェリー11枚つづり回数券」
「高速船11枚つづり回数券」

※運賃引き下げの対象者は、“離島民および準離島民”であるため、本土住民につきましては現状どおりとなります。

以上